**大阪府教育庁教職員室広告掲載取扱要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府教育庁教職員室広告事業要綱（以下「教職員室要綱」という。）に定めるもののほか、大阪府教育庁教職員室（以下、「教職員室」という。）が教員免許等窓口において発行する整理券への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格）

第２条　広告の規格については、別紙のとおりとする。

（掲載可能な広告の範囲）

第３条　掲載可能な広告の範囲については、教職員室要綱第３条の規定によるものとする。

（広告の掲載期間）

第４条　広告を掲載する期間は１か月単位とする。

２　広告掲載の日は毎月１日から末日までを基本とする。

３　広告掲載希望者の申し出により、大阪府教育庁教職員室教職員企画課長（以下「教職員企画課長」という。）は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告掲載希望者の募集）

第５条　広告掲載希望者の募集は、大阪府ホームページ等で公募する。

（広告の申込み）

第６条　広告掲載希望者又は広告掲載希望者の委任を受けた広告代理店（以下、あわせて「広告掲載希望者」とする。）は、大阪府教育庁教職員室広告掲載申込書（様式１）に必要な事項を記載し、必要に応じて関係資料を添付して、広告掲載希望日の１か月前までに教職員企画課長に提出しなければならない。なお、1か月あたりの掲載枠は2枠とし、3以上の広告掲載希望者からの申込みがあった場合は、申込みの先着順とする。また、掲載の上下位置についても先着順で決定できることとする。ただし、1か月あたりの申込み枠は1枠に限る。

（広告掲載可否の決定）

第７条　教職員企画課長は、広告掲載について、教職員室要綱第３条に基づき審査を行い、掲載可否の決定をする。

２　広告の掲載の可否について疑義を生じた場合は、教職員室要綱第５条に基づき、審査委員会を開催する。

３　教職員企画課長は、広告掲載可否、掲載内容及び条件等について、「大阪府教育庁教職員室広告掲載申込みの結果について」（様式２または様式３）により、広告掲載希望者に通知する。

（関係要綱等並びに遵守事項の承諾）

第８条　広告掲載希望者は、法令、要綱、掲載基準、教職員室要綱及び遵守事項を守り、広告掲載決定後速やかに承諾書（様式４）を教職員企画課長に提出する。

（広告料）

第９条　広告料は次のとおりとし、教職員企画課長が指定する期日までに納付する。

　　整理券　１枠１か月あたり5,500円（消費税及び地方消費税を含む）

（広告の作成）

第１０条　掲載する広告は広告掲載希望者の責任及び負担で作成する。

（広告の掲載及び削除等）

第１１条　整理券への広告の掲載及び削除は教職員室が行う。

（広告内容等の修正）

第１２条　教職員企画課長は広告の内容等が各種法令又はこの要領に違反している、あるいは恐れがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも広告掲載希望者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

２　広告掲載希望者は、教職員企画課長から掲載する広告内容等について、修正の要請があった場合は、それに応じなければならない。

３　広告掲載希望者は、前項の規定により広告等の内容を変更するときは、掲載開始日の７日前までに教職員企画課長に修正の申請をし、了承を得るものとする。

（広告掲載の取消し）

第１３条　教職員企画課長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載期間中であっても、広告掲載希望者への催告その他何らの手続きをすることなく、広告の掲載を取消すことができる。

（１）指定する期日までに広告料が納付されないとき。

（２）指定する期日までに前条に規定する広告内容等の修正を広告掲載希望者が行わないとき。

（３）前各号に掲げるもののほか、広告等の掲載を継続することが適切でないと教職員企画課長が判断したとき。

（４）本府の業務上、やむを得ないとき。

（広告掲載の取下げ）

第１４条　広告掲載希望者は、掲載決定の通知を受取った場合においても、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

２　前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告掲載希望者は書面により教職員企画課長に申し出なければならない。

３　前条による取消し、及び第1項による取下げの場合には、納付された広告料は返還しない。ただし、教職員企画課長が天災の影響等、真にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（広告掲載希望者の責務）

第１５条　広告掲載希望者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告掲載希望者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを教職員室に対して保証するものとする。

３　第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲載希望者の責任及び負担において解決することとする。

（雑則）

第１６条　この要領に定めるもののほか、広告掲載等に関して必要な事項は教職員企画課長が別に定める。

附　則

この要領は、令和２年１月１日から施行する。

この要領は、令和３年２月１日から施行する。